2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町川嶽字部古三二九三、三二九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

迫川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県栗原市花山字本沢岳山国有林

五六林班た小班　一号から四号まで

三八林班は小班　五号から八号まで

○国土交通省告示第七百五十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

㈠　余川谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

鳥取県東伯郡三朝町大字穴鴨字余川谷一二九六番地の一四内三等三角点穴鴨を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三二度二三分二一秒　一二七一・五八七メートルの地点　一号

標柱一号から一三五度四七分五六秒　一三・〇三三メートルの地点　二号

標柱二号から一〇七度三八分一三秒　一三・二三五メートルの地点　三号

標柱三号から八一度二六分九秒　八・七三六メートルの地点　四号

標柱四号から四六度三一分一五秒　三八・〇四四メートルの地点　五号

標柱五号から一一二度六分五三秒　五・五六七メートルの地点　六号

標柱六号から一六七度四〇分二一秒　一七・五〇三メートルの地点　七号

標柱七号から一〇〇度五七分六秒　一一・九四八メートルの地点　八号

標柱八号から一一七度四三分二二秒　三五・七四八メートルの地点　九号

標柱九号から四七度四六分六秒　一〇・一七五メートルの地点　十号

標柱十号から一〇三度四四分二秒　二三・六七一メートルの地点　十一号

標柱十一号から一四三度五三分二二秒　四六・二三九メートルの地点　十二号

標柱十二号から一六三度四四分五六秒　一三八・四二二メートルの地点　十三号

標柱十三号から四三度四一分五四秒　七三・八六二メートルの地点　十四号

標柱十四号から一七度二〇分一一秒　三九・七九六メートルの地点　十五号

標柱十五号から一二九度四三分四七秒　五七・九八三メートルの地点　十六号

標柱十六号から一四度五三分五一秒　二二・四八二メートルの地点　十七号

標柱十七号から一六五度四六分一一秒　一〇・二三五メートルの地点　十八号

標柱十八号から二六一度三一分五八秒　四・四二一メートルの地点　十九号

標柱十九号から二九一度五三分四三秒　六二・七五七メートルの地点　二十号

標柱二十号から二一〇度三二分一三秒　一〇八・七三五メートルの地点　二十一号

標柱二十一号から二四一度一二分一四秒　七〇・五四六メートルの地点　二十二号

標柱二十二号から三四六度五〇分一一秒　六六・〇六四メートルの地点　二十三号

○国土交通省告示第七百五十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1106	薄畳を直接床構造の上に設ける床仕上げ構造に応じて評価する方法	8－2　軽量床衝撃音対策等級	光洋産業株式会社	東京都三鷹市下連雀三丁目14番7号	平成22年6月25日

○国土交通省告示第七百五十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1110	千鳥下地構造の乾式二重壁の遮音構造に応じて評価する方法	8－3　透過損失等級（界壁）	ディウオール工業株式会社	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目10番26号	平成22年6月25日

○近畿地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十二日

近畿地方整備局長　上総　周平